

免除申請質疑応答集

<所得証明>

Q. 私の世帯は5人家族です（父，母，兄，私，妹）。

母は専業主婦，兄は大学生，妹は高校生です。収入のあるのは父のみです。

父の「所得証明書」のみを提出すればよろしいですか？

A. いいえ，免除申請に必要な「所得証明書」は同一生計の家族全員分（ただし中学生以下は除く）が必要になりますので収入のない方も必要となります。したがってあなたの場合は在住している市区町村役場において家族全員分の「所得証明書」（あるいは「非課税証明書」）が必要となります。

Q. 「所得証明書」（兄弟姉妹）は，収入がないので発行できないと言われました。

どうしたらよろしいですか？

A. その場合は，在住している市区町村役場において，兄弟姉妹の「非課税証明書」の発行を受け，提出してください。

Q. 私の学資負担者が転職したのですが前年（前勤務先）の「源泉徴収票」は必要ですか？

A. 免除申請時において，新たな会社等に勤務している場合は新しい勤務先の最新3か月の「給与明細書」・「労働条件通知書」・「契約条件通知書」などの写し等，将来恒常的に得られる収入の資料を提出していただくことになります。なお，前勤務先の「退職金の受給の有無を証明する書類」の提出が必要になりますのでご注意ください。

Q. 私の家族（兄弟姉妹）は現在就職活動中で，派遣社員や短期のアルバイトをやっておりわずかですが収入があります。それらについて，証明書の提出は必要ですか？

A. はい，家族の中で収入のある方のすべての証明書の提出が必要になります。

アルバイト先での「給与支払証明書」（任意の証明書）あるいは本人の「給与明細書の写し」を提出していただく必要があります。

<年金証明>

Q. 私の家族で年金受給者がいますが，「年金証明書」・「最新の年金振込通知書」を紛失してしまいました。どのように証明書類を提出すればよろしいですか？

A. そのような場合は，その年金受給者名義の通帳等により確認しますので，その名義人の表紙，年金の振込みが記載された部分をコピーしてください。なお，それ以外の部分（口座番号・残高・その他の支出等）は，塗りつぶす等、読みとれないようにして提出してください。

<無職証明>

Q. 母が専業主婦の場合でも「無職証明書」が必要ですか？

A. はい、必要になります。

Q. 兄弟姉妹等が浪人中（受験・就職）の場合でも「無職証明書」が必要ですか？

A. はい、必要になります。

<在学証明>

Q. 「在学証明書」（兄弟姉妹）は、昨年作成したものを持っており、今回の申請に使用したいのですが可能ですか？

A. いいえ、免除申請は申請時の状況が必要となりますので、再度、最新の「在学証明書」を提出していただく必要があります。

Q. 「在学証明書」（兄弟姉妹）の代わりに兄弟姉妹の学生証の写しは可能ですか？

A. いいえ、最新の「在学証明書」を提出していただく必要があります。

<二世帯で同一生計>

Q. 私の家族と祖父母とは住民票上は別世帯（世帯分離）ですが実際の住所は一緒です。どのような証明書が必要になりますか？

A. その場合は同一生計とみなします。祖父母の住民票、所得証明書、年金証明書等添付書類が必要になります。ただし二世帯の「電気・ガス・水道料金等の最新の領収書の写し（別生計を証明できるもの）」の提出があれば別生計を認めます。この場合は祖父母の添付書類は必要ありません。

なお、兄弟姉妹（夫婦）と同居の場合も同様です。

<二世帯で別生計>

Q. 私の家族と祖父母と住民票上は一緒ですが、二世帯で別生計です。

どのような証明書が必要になりますか？

A. 免除申請書に二世帯であることを必ず記載してください。証明書類はそれぞれの世帯の「家賃又は電気・ガス・水道料金等の最新の領収書の写し（別生計を証明できるもの）」が必要となります。

なお、兄弟姉妹（夫婦）と同居の場合も同様です。

<成績・休学>

Q. 前年の学業成績が基準に達しない場合でも、授業料免除の申請はできますか？

A. 免除申請をすることは可能ですが、前年の学業成績が基準に達しない場合及び留年をした場合は、学業成績の基準に達しないため不許可になります。

Q. 在学中に他校受験のため2年間休学しました。現在4年生（2年次）ですが免除申請をすることは可能ですか？

A. 授業料免除の申請は、修業年限（学部生4年（医学科については6年））の期間内です。
あなたの場合は自己都合による休学のため、4年生（2年次）の一年間については可能ですが、それ以降は免除申請をすることはできません（自己都合による休学期間は、修業年限の期間に含みます）。

なお、このような場合、学業成績の基準については、1年生（1年次）の成績を判定基準とします。

また、この取り扱いは大学院生（修士課程・博士課程）についても同様です。

Q. 在学中に病気のため1年間休学しました。この場合も自己都合による休学と同じ扱いになるのでしょうか？

A. いいえ、病気・留学・出産・育児などの理由により休学し、留年した場合は、修業年限に1年を加えた期間までは申請可能です（やむを得ない理由による休学期間は、修業年限の期間に含みません）。

<その他>

Q. 前回免除申請時に必要な書類を大学に提出しましたが、今回の申請に必要な書類は省略できますか？

A. 免除申請は半期ごとに申請及び決定となりますので、ご面倒でも再度、必要書類を提出してください。

Q. 免除申請提出後に家族の状況に変更が生じました。追加書類など窓口での手続きは必要ですか？

A. はい、証明書類等を整えて、窓口での手続きが必要です。

例) 住所が変更になった・・・「住民票」

兄弟姉妹が結婚し別生計となった・・・「結婚披露宴の案内等の写し」

又は「戸籍抄本」

兄弟姉妹が就職し別生計となった・・・「家賃又は光熱水料金等の最新の領収書の写し（別生計を証明できるもの）」

祖父母等が亡くなった・・・「死亡診断書の写し」・「除籍謄本」等